

シリーズ

住まいの防火 (14)

住宅用火災警報器

不適正な訪問販売にご注意!!

ケース
1

「消防署の方から来ました」と消防職員をいつわるケース

事例

消防署の制服に似た服装で訪れ「消防署の方から来ました」と消防署の名を騙るなど、まぎらわしい訪問販売もあります。

アドバイス

消防職員が住宅用火災警報器や消火器を直接販売したり委託販売することはありません。また、点検に伺う事もあります。このような訪問販売等に注意しましょう。

注意してね

ケース
2

「設置しないと罰金」とおどし「今だけの特別価格」を強調して買わせるケース

事例

自宅に「消防から委託を受けている、住宅用火災警報器を付けないと罰則があり今なら特別価格で販売します。もし付けないと火災になった時に火災保険が出ない」と言われた。

アドバイス

設置義務はありますが、罰則規定はありません。また、現時点では住宅用火災警報器を設置していないことで、火災保険が出ないという事実はありません。

設置しないと罰金ですよ

嘘だけど

悪質販売で

だまされてしまったら……

悪質販売でだまされてしまったら、お住まいの地域の消費生活センター等にご相談ください。

- 山梨県民生活センター ●
- 電話 055-235-8455

※住宅用火災警報器は、クーリング・オフ対象商品です。



最新鋭の災害対応

特殊消防ポンプ自動車 配置

このたび塩山消防署に最新鋭の消防ポンプ自動車配備されました。この車両は、山間地や狭い道路でも走れるようコンパクトに設計されています。

また、積載はしご及びホース延長用ホースカーには、動力昇降装置が設けられるなど、隊員の負担が軽減されるよう工夫がされています。

この車両は、管内の災害出場の他に国で組織する緊急消防援助隊の消火隊に登録されており、大規模な地震や台風による災害が発生した時には県内だけでなく、近隣の都府県にも出場します。